

3疾患を特疾算定対象に戻す 要請署名推進 FAX ニュース

発行所
大阪府保険医協会
〒556-0021
大阪市浪速区幸町 2-2-20
TEL 06-6568-7721

この厚労省要請署名にぜひご返信ください

生活習慣病管理料の廃止ではなく改定前に戻すことを求めています

Q1：当院では、生活習慣病管理料での管理に前向きに取り組んでいます。保険医協会は当該管理料の廃止を求めているのでしょうか？

A：あくまで、3疾患を、特定疾患の対象に戻すことを求めているのであり、廃止等は求めています。

2024年改定の前は、3疾患の患者について、特定疾患管理料と生活習慣病管理料の算定を月ごとで変更することも可能でした。協会はあくまで、改定前に戻すことを求めています。

Q2：療養計画書の問題など生活習慣病管理料の改善も取組んでほしい。

A：3月19日の厚労省要請では、生活習慣病管理料について、

- ・療養計画書発行を義務にしない
 - ・独自の計画書様式も認めるように
 - ・包括範囲を見直し、管理料等を出来高で算定できるように
- 等についても求めていく予定です。ただ運動の力になるのは、この署名です。なのでご協力ください。

Q3：内科以外は、この運動は関係ないのでは？

A：2024年改定では、各科で改悪が進み、なかでも特定疾患療養管理料の改悪を、支払い側は大きな成果にあげ、次改定では「外来管理加算の廃止」などについても言及されています。

さらに自公維などが医療費4兆円減なども打ち出すなか、今、全科で押し返さなければ、さらなる改悪が進められてしまいます。3月19日の厚労省要請で提出しますので署名にご協力ください。

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会・橋本行

内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

一. **糖尿病・高血圧・脂質異常症を特定疾患療養管理料の算定対象に戻すこと。**

私の一言（空欄可）



住所：
医療機関名：
氏名：

※ゴム印での記載
または上記QR
からでも可能です

取扱い団体：大阪府保険医協会 〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20 清光ビル 4階 TEL06-6568-7721